

青色船橋

7月末会員数 2,842名 (内準会員数 165名)

公益社団法人 **船橋青色申告会**
 発行者 南昌克
 編集 広報委員会
 〒273-0001 船橋市市場1丁目3番9号
 電話 047(422)3111 (代)
 FAX 047(425)4460
 (年3回発行)

「令和7年度税制改正」特集

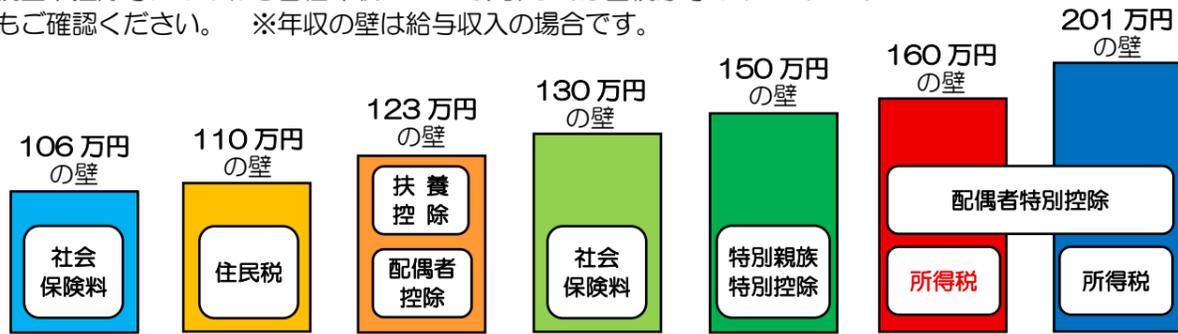
令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われ、1995年から長く続いてきた「103万円の壁」が引き上げられました。**令和7年分以後の所得税(住民税は令和8年度から)**に適用される主な「年収の壁」改正の内容をお知らせいたします。

「年収の壁」改正のまとめ

「令和7年度税制改正について」国税庁のホームページ下記URLもしくは右記QRコードから見るることができます。
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



税金や控除等にかかわる各種年収について、詳しくは国税庁等のホームページもご確認ください。 ※年収の壁は給与収入の場合です。



【106万円の壁】社会保険料が発生するライン

年収106万円を超えると、勤め先によっては社会保険に加入することとなり、健康保険・厚生年金保険の保険料の支払が発生。

【110万円の壁】住民税が発生するライン

年収110万円を超えると、国民年金・国民健康保険の保険料支払が発生する(すでに106万円の壁により社会保険料の支払が発生している場合を除く)。

【123万円の壁】扶養控除、配偶者控除が適用できなくなるライン

年収123万円を超えると、その人の扶養者(親など)は扶養控除が適用できなくなる。ただし、その人が19歳以上23歳未満なら特定親族特別控除があるので、ただちに負担増とはならない。

【130万円の壁】社会保険料が発生するライン

年収130万円を超えると、国民年金・国民健康保険の保険料支払が発生する(すでに106万円の壁により社会保険料の支払が発生している場合を除く)。

【150万円の壁】特定親族特別控除の最高額の適用ができなくなるライン

年収150万円を超えると、その人の扶養者(親など)は特定親族特別控除の最高額の適用ができなくなる。

【160万円の壁】配偶者特別控除が受けられなくなるライン

年収160万円を超えると、その人の配偶者(納税者としての夫または妻)は配偶者控除が適用できなくなる。ただし、配偶者特別控除があるので、ただちに負担増とはならない。

【201万円の壁】配偶者特別控除が受けられなくなるライン

厳密には、配偶者の年収201万円6,000円を超えると配偶者特別控除を受けられなくなります。

【160万円の壁】所得税が発生するライン

年収160万円を超えると、**所得税が課税される**。
 ※年収160万円を超えるとその人の配偶者(納税者としての夫または妻)は配偶者特別控除の最高額の適用ができなくなる。
 ※配偶者の所得金額に応じて配偶者特別控除の金額は段階的にかわります。

◆船橋税務署長講演会(船橋優申会との共催) ～会員問わずどなたでもご参加いただけます～

【開催日】11月25日(火)
 【開催時間】15時～16時30分
 【講師】船橋税務署 築山 大祐 署長
 【会場】クロスウェーブ船橋 船橋市本町2-9-3
 【定員】120名予定 ※参加費は無料
 【お申込み】お申込み・お問い合わせは、船橋青色申告会 047-422-3111 までお電話ください。



◆「やわしい複式簿記講座」10月期
 ～会員問わずどなたでもご参加いただけます～ ※参加費は無料
 【開催期間】10月6日(月)・10月8日(水)・10月10日(金)
 【開催時間】13時30分～15時30分
 【講師】千葉県税理士会船橋支部 高橋真佐子税理士
 【会場】公益社団法人 船橋青色申告会館 1階
 【定員】各15名(定員になり次第締め切りさせていただきます。)
 【お申込み】9月26日(金)までに船橋青色申告会 047-422-3111へお電話ください。
 【持ち物】筆記用具と電卓をお持ちください。
 【その他】3日間続けて受講していただきますようお願い致します。

今後の予定

< 当会の駐車場利用についてご案内 > ～ 令和7年12月～令和8年1月まで ～

「令和7年12月から令和8年1月まで」の期間、船橋市武道センター大型改修工事のため船橋青色申告会の駐車場が使用できなくなります。ご不便をお掛け致しますが、車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用頂きますようお願い申し上げます。



LINE
 船橋青色申告会 公式アカウント
 友だち募集中
 @317suaxu

< 令和7年 日帰り研修旅行のご案内 >

新型コロナウイルス感染症等の影響で休止をしていました厚生事業が再開する運びとなりました。当会職員も参加しますのでお一人様でも楽しんでご参加頂けます。会員様同士の親睦の場にもなりますので是非ご参加ください。

「船橋青色申告会職員と行く! 秋の養老渓谷栗又の滝と大多喜でランチの旅!」
 【日程】2025年10月28日(火)
 【定員】30名(定員になり次第受付終了)
 【参加費用】会員:6,000円 ※会員の家族1名までは6,000円 会員以外の方:10,000円
 【申込締切】2025年9月26日(金)
 お申込みやお問い合わせは事務局までご連絡ください。
 公社)船橋青色申告会 047-422-3111 (厚生事業委員会)

◆資産税セミナー(相続・贈与入門編)開催のご案内
 ～会員問わずどなたでもご参加いただけます～ ※参加費は無料
 【開催日】9月30日(水)
 【開催時間】14時～16時
 【講師】千葉県税理士会 船橋支部税理士
 【内容】「初心者を対象とした相続・贈与税について」
 【場所】公益社団法人 船橋青色申告会館 1階
 【定員】18名(定員になり次第締め切りさせていただきます。)
 【お申込み】8月29日(金)までに船橋青色申告会 047-422-3111へお電話ください。
 【その他】会場の都合上、「希望に添えない場合があります」。 ※開始時間5分前までに会場に直接お越しください。



定時総会報告

◆第26回定時総会開催

【開催日】5月27日(火)
【場所】ホテルフローラ船橋
令和6年度期末正会員数2716名、出席者及び委任状並びに議決権行使併せて1861名により正会員数の議決件過半数を有する出席により成立。次の全ての議案が可決承認されました。

- ① 第1号議案
【令和6年度事業報告承認の件】
- ② 第2号議案
【令和6年度収支決算及び監査報告承認の件】
- ③ 第3号議案
【外部理事・監事(追加)選任の件】
今回新たに櫻井徹氏が理事に就任し、大野隆二氏が監事に就任いたしました。何卒よろしくお願ひ申し上げます。
- ④ 第4号議案
【入会金及び会費規定一部追加・変更・削除承認の件】

船橋県税事務所

047-(4333)1275

納付方法 QRコード

専門家による相談会

(青色会館) 予約制

◆税に関する相談会

相続・贈与税・土地や建物の譲渡等、税に関することについて税理士が応じます。

【開催日】
9月18日(木)・10月14日(火)・11月20日(木)・12月9日(火)

【開始時間】
①13時30分②14時③14時30分④15時

◆法律に関する相談会

法律全般に関することについて弁護士が応じます。

【開催日】
9月19日(金)・11月14日(金)

【開始時間】
①13時30分②14時③14時30分④15時

◆融資に関する相談会

運転資金等融資に関することについて、日本政策金融公庫船橋支店担当者が応じます。

【開催日】
9月17日(水)・10月15日(水)・11月19日(水)・12月17日(水)

【開始時間】
①9時30分②10時③10時30分④11時

事務局からのお知らせ

ホームページでも様々な情報を発信中です。QRコードからも見る您可以通过。 <http://www.fu-aioro.com>

◆ブルーリターンAの保守契約更新について

「ブルーリターン A」の利用者は、ソフトの購入時に購入の翌年分から3年間の保守契約を株式会社ゼンアオイロと締結しています。「ブルーリターン A」の利用を継続する場合は、保守契約に同意のうえ3年間の保守契約を終える年の8月中に、船橋青色申告会を通じて保守契約料(13,200円/3年分)をお支払いいただく必要があります。尚、本年の保守契約更新対象者は、右上図のとおりです。保守契約更新対象者の方には、8月上旬に「保守契約更新案内状」および「保守契約書」等を郵送しますので、保守契約書の内容に同意して頂いたうえで

2025年8月25日(金)までに保守契約更新料をお振込みください。

保守契約料更新	
更新前	更新後
9,900円	13,200円

保守契約料の改定前と改定後の金額は下記になります。

ブルーリターンAは、昨今の社会全般における物価上昇の影響を受け、株式会社ゼンアオイロも運営コストの見直しが必要となり、誠に心苦しいご案内ではございますが令和8年1月1日以降の保守内容および保守契約料を改定させていただきました。何卒ご理解とご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。詳しい内容等につきましては保守契約更新対象者の方に送付いたしますので、届きましたらご確認ください。(【注意】保守契約終了後に再度「ブルーリターンA」の利用を再開する場合は新規購入していただくこととなりますのでご注意ください。)



船橋税務署着任のご挨拶

署長 築山大祐



船橋税務署 長 祐
築山 大祐

初秋の候、公益社団法人船橋青色申告会の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で国税庁調査査察部査察課から転任してまいりました築山でございます。前任同様、よろしくお願ひいたします。

南会長をはじめ役員並びに会員の皆様と事務局の方々におかれましては、平素より税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、適正申告の実現と青色申告の普及のための記帳指導や各種説明会を開催されているほか、租税教育の充実のために小学校の租税教室に講師を派遣していただいております。

また、「心なげし市民まつり」においては、税金クイズを開催して地域社会に密着した正しい税知識の啓蒙活動を展開されております。

いすれも、大変心強い活動であり、貴会関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

船橋署といたしましては、貴会の活動がより一層充実したものと存じますように、貴会との信頼・協調関係を更に発展させていくとともに、できる限りの支援を行っていく所存でございます。

なお、国税庁としては「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」を推進しており、その一つの側面として、「事業者のデジタル化促進」にも取り組んでいるところであります。事業者が行う事務処理のデジタル化を促進することは、業務の正確性向上や生産性向上等につながることを期待されます。

青色申告会の皆様には、ぜひe-Taxの利用拡大、会計ソフトを利用した記帳、電子帳簿保存法への対応などに御協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人船橋青色申告会の益々の御発展と事業の御繁栄並びに会員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

< 令和7年分年末調整相談会 >

令和7年12月1日(月)~令和8年1月20日(火)まで

12月1日(月)以前は年末調整相談会の受付はできませんのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

※青いハガキで「年末調整相談会のご案内」はございませんのでご注意ください。

「船橋青色申告会」年会費支払についてご連絡

令和7年度年会費より7月31日を過ぎる場合、延滞手数料として1000円を徴収することになりました。ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

事業開催報告

◆やさしい複式簿記講座(6月期)

【開催期間】6月2日(月)・6月4日(水)・6月6日(金)

【講師】千葉県税理士会船橋支部 伊藤鮎美税理士

【受講者数】6名

青色申告特別控除65万円または55万円の控除要件の一つである、複式簿記について、本年度も開催。当日は、仕訳から振替伝票の記載、総勘定元帳への転記等を実際に作成し、実務的な内容となりました。

◆租税教室

【開催日】
5月28日(水) 5月30日(金)
6月5日(木) 6月27日(金)

【会場】
高根東小学校・行田東小学校・大穴小学校・高根台第一小学校

今回も船橋市内の小学校6年生を対象とした租税教室を実施しました。高根東小学校を皮切りに4校で「なぜ税金は必要なのか」等をテーマにお話をさせていただきました。

